

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律施行令要綱

第一 個人の道府県民税及び市町村民税に係る特例措置の細目

一 手当金等の交付により生じた所得の金額及び当該所得に係る道府県民税及び市町村民税の所得割の額として免除する額の計算方法について定めること。（第一条第一項及び第二項並びに第二条第一項及び

第二項関係）

二 手当金等の交付により生じた所得に係る所得割の課税の特例は、申告書に当該所得の金額の計算に関する明細書等の書類を添付した場合に限り、適用するものとする。（第一条第三項及び第二条第三

項関係）

三 その他の他の所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。